

＜対策のポイント＞

枝肉価格の低下や飼料価格の高止まり等により、**子牛価格が低下し、繁殖農家の生産基盤が危機的な状況**にあることから、**和子牛産地の基盤強化につながる取組を支援**することにより、意欲ある生産者が経営を継続し、その発展に取り組める環境を整備します。

食肉処理施設の**老朽化・稼働率の低下**が課題となる中で、必要な設備等の整備を進めなければ、**我が国の食肉供給システムに支障が生じるおそれがある**ことから、施設にとって生命線となる**浄化槽・冷蔵設備等の整備・改修を支援**し、食肉流通の円滑化を図ります。

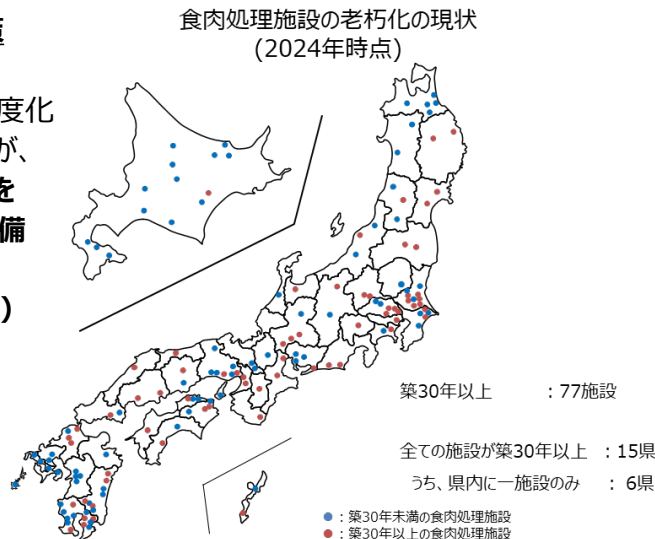
＜事業の内容＞

1. 和子牛産地基盤強化緊急特別対策

和子牛産地の基盤強化計画を作成した地域において、ブロック別平均売買価格（四半期ごとに算定）が**発動基準**を下回った場合、**優良和子牛生産推進緊急支援事業に加えて**、取組に応じて生産者に**1万円/頭（離島等は5万円/頭）**の奨励金を交付します。

2. 食肉処理高度化緊急特別対策

施設の老朽化に対応するため、再編以外の方法で食肉処理の高度化を行おうとする**2施設以上の施設が、集荷や販売等に関する連携計画を策定した場合に、浄化槽・冷蔵設備等の整備・改修を支援**します。
（1/2補助、補助上限3億円）



＜事業イメージ＞

【発動額】

ブロック別平均売買価格が発動基準を下回った場合に発動

品種区分※1	発動額	
	離島等以外	離島等※2
黒毛和種	1万円	5万円
褐毛和種		
その他肉専		

※1 自家保留牛も対象

※2 「離島等」は、離島振興法第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域、沖縄県、鹿児島県奄美市及び同県大島郡

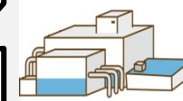
【取組メニュー】和子牛産地※で下の内容を含む基盤強化計画を作成。下の取組のいずれか1つを行う生産者に対し、奨励金を交付。

- ① 地域内自給飼料の生産・利用
- ② 早期出荷に向けた地域内一貫生産
- ③ 需給に応じた生産（子牛や枝肉の需給・価格状況、消費者ニーズに関する勉強会等の実施）

※ 都道府県肉用子牛価格安定基金協会が計画作成主体

浄化槽・冷蔵設備等の整備・改修を支援

集荷・販売等に関する連携計画



＜浄化槽＞



＜冷蔵設備＞